

参議院法制局インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生を対象として、参議院法制局においてインターンシップ（以下「実習」という。）を行う場合における当該実習の期間及び対象者、実習をする者（以下「実習生」という。）の募集方法、実習に関する規律（以下「実習規律」という。）その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 実習は、参議院法制局において、大学等に在籍する学生に就業体験の機会を与えることにより、職業意識の啓発及びキャリア形成の支援に資するとともに、議員立法の立案業務への理解を深めることを目的とする。

(実習の期間)

第3 実習は、原則として、国会閉会中の5日間程度実施するものとし、具体的な実施期間については、法制局長が決定する。

(実習の時間)

第4 実習の時間は、原則として、9時から17時45分まで（以下「定時」という。）とし、このうち12時から13時までを休憩時間とする。ただし、実習生の指導、監督等を担当する者として法制局長が定める職員（以下「指導員」という。）が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得た上、定時以外の時間においても実習を実施することができる。

(実習の対象者)

第5 実習の対象者は、大学等に在籍して法学を学んでいる者であって、意欲、成績、人物、素行等に優れ、実習規律を遵守することが確実であるとして大学等が推薦したものとする。ただし、大学等を休学している者（留学から帰国し、次の学期から復学を予定している者を除く。）は、実習生となることができない。

(実習生の募集及び決定等)

第6 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 実習生の募集は、インターネット等を通じて行う。
- (2) 実習を希望する学生は、大学等の担当部局に申し出るものとする。
- (3) 大学等の担当部局は、推薦する学生の氏名、申込書等を取りまとめ、推

薦書を参議院法制局に提出する。

- (4) 参議院法制局は、前項の推薦内容を踏まえ、受け入れる実習生を選考して決定し、大学等に通知する。当該学生への選考結果の通知は、各大学等において行う。
- (5) 実習生の受入れに当たっては、大学等と参議院法制局との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結するものとする。
- (6) 実習生は、実習開始前に実習規律の遵守に係る誓約書を提出しなければならない。

(実習規律)

第7 実習規律は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習に専念しなければならない。正当な事由により実習を受けられない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡し、その指示に従うこととする。やむを得ない場合には、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (2) 実習期間中、実習生は、国家公務員としての身分は保有しないが、指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (3) 実習生は、参議院法制局における実習中に知り得た秘密について、大学関係者を含む部外者に漏らしてはならない。実習中に知り得たその他の情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後も同様とする。
- (4) 参議院法制局は、実習生としてふさわしくない行為があったときは、その実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに、大学等にその旨を通知することとする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に参議院法制局の承認を得なければならない。
- (6) 実習生の懲戒に関する責任は、大学等が負うものとする。

(賃金等の不支給)

第8 実習生に対しては、賃金、報酬、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第9 実習中の事故等に伴う補償については、次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が実習期間中実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する

保険により補償する。

(3) 実習生が参議院法制局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、実習生の加入する保険により補償する。

(4) 上記(1)から(3)までの保険に関する必要な手続等は、大学等が行うものとする。

(個人情報取扱い)

第10 参議院法制局は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、参議院法制局は、実習生の個人情報を本人の同意なく実習の実施以外の目的には使用しない。

(その他)

第11 この実施要領に関し疑義が生じた事項については、参議院法制局と大学等が協議して決定するものとする。

第12 この実施要領に定めるもののほか、実習の実施に必要な事項は、別に法制局長が定める。

(施行期日)

第13 この実施要領は、令和2年6月30日から施行する。